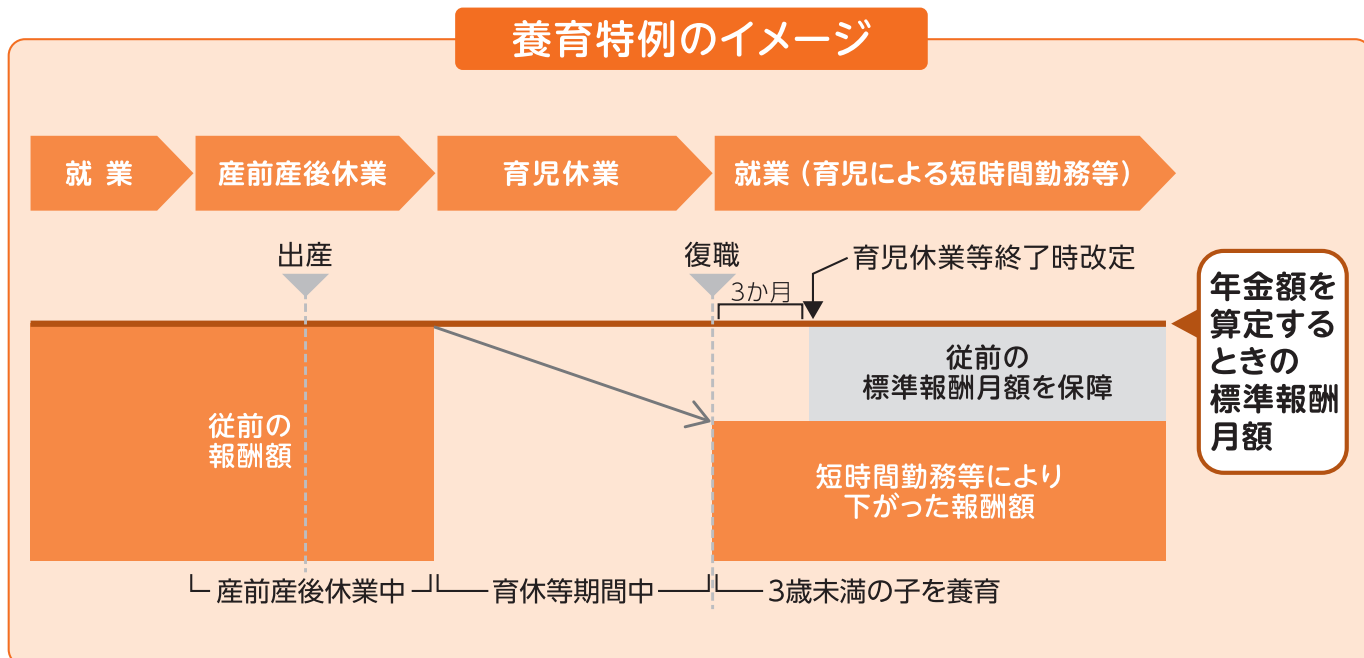




3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額が、養育期間前の標準報酬月額（従前標準報酬月額）を下回る場合に、共済組合に申出をすることで、年金額が養育期間前の高い標準報酬月額で計算されます。

なお、この特例は、育児短時間勤務などの勤務形態の期間中、報酬が低くなったことにより、将来の厚生年金保険給付や年金払い退職給付が低くなることを避けるための措置であることから、短期給付の算定の基礎となる標準報酬月額には適用されません。

養育特例のイメージ



養育特例の対象となる方

3歳未満の子と同居し、養育している組合員

※育児休業等を取得した方に限られません。

※2年間は遡及して適用することができます。



養育特例を受けられる期間

3歳に満たない子を養育することとなった日の属する月から、下記のいずれかに該当した日の翌日の属する月の前月までの期間

- ① 養育している子が3歳に達したとき
- ② 組合員が死亡したとき、または退職したとき
- ③ 他の3歳に満たない子（養育特例を受けることとなる子）を養育することとなったとき
- ④ 子が死亡したとき、または子を養育しないこととなったとき
- ⑤ 育児休業等を開始したとき
- ⑥ 産前産後休業を開始したとき